【JEED4.0】

オープンカウンタ方式参加心得書

平成２３年１０月１日制定
令和　５年　４月１日改定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
岡山支部契約担当役支部長　水野 隆志

１　目的

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行うオープンカウンタ方式の取扱いについては、この心得書に定めるところによるものとする。

２　オープンカウンタ方式の公告

オープンカウンタ方式を実施しようとするときは、案件ごとにオープンカウンタ番号を付して次に掲げる事項をホームページ等に公告するものとする。

①　オープンカウンタ番号及び件名
②　仕様書等の交付
③　競争参加資格
④　見積書及びその他書類の提出
⑤　契約書等の提出の有無
⑥　契約予定者の決定方法
⑦　契約予定者への通知
⑧　見積結果の公表
⑨　問い合わせ先

３　見積書等の提出

見積参加者は、見積書等を公告に記載されている期限内に、指定する場所及び方法により、提出しなければならない。

４　無効の見積

次のいずれかに該当する見積書は、無効とすること。

（１）見積書が次の各号の一に該当するとき（金額の内訳を別途作成している場合も同様とする。）

①見積金額が訂正されているとき
②見積参加者の記名・押印が欠けているとき
③件名、金額、金額の内訳の記載がないとき
④内訳欄の計算に誤りがある、又は内訳欄の合計額と見積金額が一致しないとき
⑤誤字、脱字等により、意思表示が不明確なとき（金額が不鮮明な場合、件名等に誤字・脱字等の記入誤りにより相手方の意思表示が不明確である場合など）
⑥数量・項目等が公告・仕様書等で定めるものに合致していないとき
⑦条件が付されているとき

⑧見積参加者が同一のオープンカウンタ案件に２通以上見積書を提出しているとき
⑨その他機構の指示に違反し、又は競争に関する必要な条件を具備していないとき
（２）競争に参加する者に必要な資格がないと認められる者が見積をしたとき
（３）公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたと認められる者が見積をしたとき
（４）見積に関する条件に違反した見積を行ったとき（見積書及び見積書に添付する書類を、公告で指定している期限、場所、方法により提出しない場合等）

５　契約予定者の決定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程（平成１５年規程第１４号）第５６条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって有効な見積をした者を契約予定者とする。

ただし、契約予定者となるべき者の見積金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積をした他の者のうち最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積をした者を契約予定者とすることがある。

６　同価格の見積参加者が２人以上ある場合の契約予定者の決定

見積徴取の結果、予定価格の制限の範囲内の価格であって、かつ最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格の見積をした者が２人以上あるときは、契約担当役が指定する日時場所において当該参加者に機構の定める方法によりくじを引かせ、契約予定者を決定する。ただし、当該参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない機構職員にくじを引かせるものとする。

なお、くじは、こよりを使用することとする。

７　再度の見積

すべての見積金額が、予定価格の制限の範囲内ではないときは、最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積書を提出した見積参加者から順次見積を依頼し、見積金額が予定価格の制限の範囲内であったときに契約予定者として決定する。

８　契約予定者への通知

契約予定者に対し、契約予定者として決定した旨を通知する。

９　見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、公告に記載されている場所で公表する（閲覧期間は１年間）。

１０　異議の申立

見積参加者は、見積書提出後、オープンカウンタ公告、この心得書、業務内容、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。